

第17号 平成21年6月19日(金曜日)

[会議録本文△](#)

平成二十一年六月十九日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 河野 太郎君

理事 松島みどり君 理事 松浪健四郎君

理事 三原 朝彦君 理事 山中あき子君

理事 近藤 昭一君 理事 武正 公一君

理事 伊藤 涉君

安次富 修君 猪口 邦子君

小野 次郎君 木原 稔君

柴山 昌彦君 鈴木 馨祐君

中山 泰秀君 西村 康稔君

御法川信英君 山内 康一君

山口 泰明君 篠原 孝君

鉢呂 吉雄君 松原 仁君

丸谷 佳織君 笠井 亮君

保坂 展人君

.....

外務大臣 中曽根弘文君

内閣官房副長官 松本 純君

外務副大臣 伊藤信太郎君

外務大臣政務官 柴山 昌彦君

外務大臣政務官 西村 康稔君

外務大臣政務官 御法川信英君

政府参考人

(内閣官房内閣審議官) 高田 稔久君

政府参考人

(内閣官房内閣参事官) 山本 奈太君

政府参考人

(内閣官房内閣参事官) 鎌形 浩史君

政府参考人

(警察庁長官官房審議官) 西村 泰彦君

政府参考人

(警察庁刑事局組織犯罪対策部長) 宮本 和夫君

政府参考人

(法務省大臣官房審議官) 高宅 茂君

政府参考人

(外務省大臣官房長) 河相 周夫君

政府参考人

(外務省大臣官房地球規模課題審議官) 杉山 晋輔君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 廣木 重之君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 小田 克起君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 北野 充君

政府参考人

(外務省大臣官房参事官) 小原 雅博君

政府参考人

(外務省北米局長) 梅本 和義君

政府参考人

(外務省中東アフリカ局長) 鈴木 敏郎君

政府参考人

(財務省主計局次長) 木下 康司君

政府参考人

(財務省国際局次長) 中尾 武彦君

政府参考人

(気象庁予報部長) 羽鳥 光彦君

政府参考人

(海上保安庁次長) 鈴木 久泰君

政府参考人

(環境省大臣官房審議官) 森谷 賢君

政府参考人

(防衛省防衛参事官) 栢田 一彦君

政府参考人

(防衛省防衛政策局次長) 松本隆太郎君

政府参考人

(防衛省運用企画局長) 徳地 秀士君

政府参考人

(防衛省地方協力局長) 井上 源三君

外務委員会専門員 清野 裕三君

委員の異動

六月十九日

辞任 補欠選任

木原 稔君 安次富 修君

辻元 清美君 保坂 展人君

同日

辞任 補欠選任

安次富 修君 木原 稔君

保坂 展人君 辻元 清美君

六月十八日

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)

国際情勢に関する件

[このページのトップに戻る](#)

河野委員長 これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房長河相周夫君、大臣官房地球規模課題審議官杉山晋輔君、大臣官房審議官廣木重之君、大臣官房審議官小田克起君、大臣官房審議官北野充君、大臣官房参事官小原雅博君、北米局長梅本和義君、中東アフリカ局長鈴木敏郎君、内閣官房内閣審議官高田稔久君、内閣参事官山本奈太君、内閣参事官鎌形浩史君、警察庁長官官房審議官西村泰彦君、刑事局組織犯罪対策部長宮本和夫君、法務省大臣官房審議官高毛茂君、財務省主計局次長木下康司君、国際局次長中尾武彦君、気象庁予報部長羽鳥光彦君、海上保安庁次長鈴木久泰君、環境省大臣官房審議官森谷賢君、防衛省防衛参事官栢田一彦君、防衛政策局次長松本隆太郎君、運用企画局長徳地秀士君、地方協力局長井上源三君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

河野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

河野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安次富修君。

安次富委員 おはようございます。

きょうも外務委員会の先生方の御配慮でこの外務委員会で質問できることを大変光栄に思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速質問をさせていただきます。

まず、北朝鮮問題でございますが、北朝鮮がミサイルを発射する兆候があると言われておりますし、ミサイル発射基地と見られる施設に頻繁に貨物が入り入りしているとのことで、非常に憂慮しており、また、さきの安保理制裁決議に対する明確な反発行為であり、このような行為は決して許してはならないと思うわけであります。また、北朝鮮が再び航行警報を発表したとされますし、今回は三発のミサイルを発射するとか、私の沖縄方面も選択肢にあるとか、いろいろ言われておりますが、外務省が現時点でどのような把握をしているかをお聞かせください。

また、きょうのニュースで、米軍が二十四時間体制で追跡をしているカンナム号と見られる北朝鮮の船舶が武器を積んでいると思われる。このようなことに対して、外務省はまたどのような情報をつかんでいるのかお聞かせください。

伊藤副大臣 お答えを申し上げます。

北朝鮮は、四月二十九日の外務省スゴークスマン声明において核実験及び大陸間弾道ミサイル発射を行う旨立場を表明した後、五月二十五日に実際に核実験を実施、また六月十三日の外務省声明において、米国とその追従勢力が封鎖を試みた場合、戦争行為とみなし、断固軍事的に対応するなどとしており、こうした動きを踏まえれば、弾道ミサイル発射実験を行う可能性は否定できないものと考えております。

政府といたしましては、平素より、国民の安全、安心を確保する観点から、万全の体制をとるよう全力を尽くしているところでありまして、その一環として、まさにさまざまな情報収集を行っております。我が国及び国民の安全に直接影響を与えるおそれがあるような場合には、内閣官房を中心に検討が行われ、必要な情報は明らかにされていくものと考えております。

いずれにいたしましても、今般採択されました国連安保理決議一八七四号は、核実験とともに弾道ミサイル技術を使用するいかなる発射も北朝鮮が行うことを禁止しており、北朝鮮が弾道ミサイル発射を行わないように強く求めてまいります。

政府といたしましては、北朝鮮が地域の緊張を高めるようないかなる言動も控え、六者会合に復帰し、六者会合の共同声明の完全実施に向けて前進することが北朝鮮自身の利益であるとも考えており、引き続き米国や韓国を初めとする関係国と緊密に連携していくと考えてございます。

御質問の、いろいろな報道があることも承知しております。しかしながら、報道されている内容であっても、政府として今ここで認めるということは我が国の情報収集能力を明らかにすることになり、北朝鮮を利するというにもなりません。また、その相手国との関係で今後の情報共有に支障を来すおそれがあることから、直接のことについて差し控えることが適当であるということとは御理解願いたいと思います。

安次富委員 できる限りの情報を速やかに公開して、国民にいささかも不安を与えないということが大事だと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

います。

その場において、きのうの様子ですけれども、橋本外務副大臣からは、米軍の抑止力を維持しつつ沖縄県民の方々の過重な御負担を軽減していくことが政府の基本的な政策であるということ述べた上で、普天間飛行場の移設、返還、在沖縄海兵隊のグアム移転、嘉手納以南の施設、区域の返還を含む二〇〇六年五月のロードマップに基づく米軍再編を、仲井眞知事を初め地元の皆様と引き続き緊密に協力していきたい、これを実現していくとういうことを申し上げたところでございます。また、在沖縄米軍という視点に加えて、外務省ならではの、よりそ野の広い協力関係を築きたいとも申し上げたところでございます。

先般、二〇一〇年のAPEC電気通信・情報産業大臣会合の沖縄開催が決定いたしました。こうした沖縄での国際会議の開催、自治体や各種団体が行っておられる国際交流活動等の支援等もより積極的に行ってまいりたいと思います。

以上申し上げた観点から、梅井新大使も、沖縄担当大使として、沖縄県民の立場によく立ち、むしろその立場に立って職責をしっかりと果たしていく考えであり、この場をかりて貴委員会を初めとして沖縄の皆様への御支援と御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

安次富委員 中国大使の宮本さんも沖縄大使でありました。歴代の沖縄大使に敬意を表し、そして、梅井新大使、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次に、北方四島、尖閣諸島、竹島その他国境地域に関する天気予報について、提言と質問をさせていただきます。

私は、啓蒙活動の一つとして、当然固有の領土と言っている尖閣や北方、国後、択捉、歯舞、色丹は、毎日、毎朝毎晩、一地方として天気予報に乗せたらどうかと思っております。国後地方、本日、雨後曇り、降水確率四〇%とか、尖閣諸島、本日、雨後晴れ、降水確率五〇%とか三〇%とか、これを、毎日、NHKを初め民放各局また新聞すべてにおいて、当たり前の固有の領土と言っているわけですから、当たり前のように天気予報でこの地方を流すことによって、国民への啓蒙活動、そして、領土問題の解決に寄与していくのだと私は思っておりますが、きょうは気象庁ですか、この点について聞かせていただきたいと思います。

それと、気象無線ファクスというシステムがあり、北方四島に現在住んでおられる住民が北方四島の気象情報を日本の天気予報として受信できるようにするんじゃないか、大きクジャンの文字をつけてできるんじゃないかというふうなことも聞いておりますけれども、この毎日の、毎朝毎晩、北方四島を初め尖閣も、固有の領土と言われているところの天気予報を流すということ、何とか、北方四島に住んでおられる方々にお天氣の情報を提供することが可能かどうか、聞かせてください。

羽鳥政府参考人 お答え申し上げます。

天気予報につきましては、都道府県を幾つかの区域に分割して発表しています。区域の名前につきましては、地元の自治体の要望、あるいは報道機関の意見を聞いて定めているところでございます。

先生御指摘の、北方四島につきましては根室地方、竹島については隠岐、尖閣諸島については石垣島地方に含めて、それぞれ天気予報を一日三回発表しているところでず。

また、先ほどの無線ファクスの話でございますが、これにつきましては、漁船とか船舶向けの無線でございまして、これによって、北方四島等も含むアジア太平洋地域の実況の天気図あるいは予想天気図を二十四時間発表してございます。

安次富委員 北方四島も根室から遠いんですね、それから尖閣も石垣から遠いものですから、やはり個別に天気予報をやる必要がある、そのことによって領土問題の解決や啓蒙活動にもなるということ、ぜひ御検討いただきたいと思います。

今大臣がいらっしゃいましたので、最後の質問をさせていただきます。

こども、来週(の六月二十三日)には、沖縄戦で亡くられた方々のみたまを慰める沖縄全戦没者慰霊祭が、あの激戦の地であった沖縄本島南部の摩文仁が丘において行われます。二度と悲惨な戦争を起こしてはならない、巻き込まれてもならない、北朝鮮の問題や、イラン、イラク、アフガニスタン等、世界の情勢が厳しい今こそ、世界に発信する日本の平和外交が求められていると思っております。

その日は、「平和のいのり」と題して、沖縄県の大里北小学校の六年生の比屋根憲太君の詩も朗読されるわけですが、時間がありませんので、最後のところだけ読ませていただきます。皆さんにもお手元にお配りしてあります。「こんなおだやかな沖縄に 戦争は似合わない 祖母の(しゃ)しゃな涙も 似合わない そんな祖母はもう今は歩くことが できない」

河野委員長 安次富君、質問時間は終わっております。手短かにしてください。

安次富委員 わかりました。

という詩を皆さんにお配りしてございますので、外務大臣として、改めて、平和への思い、外交とは何ぞや、沖縄県民へのメッセージをお願いいたします。

河野委員長 申し合わせて、質問時間終了後の答弁者の答弁は求めないことになっております。

次に、近藤昭一君。

近藤(昭)委員 では、引き続き、質問させていただきます。

国連広報センター東京事務所に関するところであります。UNIC東京であります。

この事務所における預けがありまして、この不正な経理は、外務委員長の調査あるいは保坂議員の調査、質問によって、少なくとも平成十三年四月まで国連広報センターが外務省の国連への拠出金の国内送金の受け皿になっていたことが明らかになった、こういうことであります。

国内送金が国際送金に変更される直前の平成十年から十二年度の三年間、この間の設定されていた支出官レート、また、予算額と拠出額の差額、その差額が国庫に返還されたのか、大蔵省の承認を得て流用されたのか、それとも他の目的に使用されたのかについて、このことがはっきりしていません。

外務省は、財務省、会計検査院、取引銀行、UNIC東京、国連本部など関係機関に期限を切って照会し、事実関係を明らかにすべきだと思いますが、そのことについてお伺いをしたいと思います。大臣、いかがでありますでしょうか。

中曾根國務大臣 国連の分担金を国連広報センター東京事務所を経由いたしました国連本部に送金しておりましたことに関しましては、今委員が御指摘の点も含めまして、これまでも取引銀行やそれから国連側の協力を得て可能な限りの調査を行ってきております。その結果判明いたしましたことにつきましては、すべて国会での今までの答弁等で明らかにいたしております。

その上で、外務省といたしましては、御指摘の平成十年度から十二年度につきましては、支出関係文書の保存期間を経過していることなどもありまして、今回の調査に一定の限界がございました。しかし、そういうことも踏まえまして、今後は、説明責任を一層果たすべく、国際連合への分担金また拠出金の支出の概要を三十年間把握できる仕組みを整備していく考えでございます。

近藤(昭)委員 ずっと関係書類が廃棄をされている、それは規定にのっとっているという答えであったわけですが、私はなかなかそれには納得できないわけでありまして、やはり、財務省としても、外務省との関係の中で、今後の予算を組んでいくという中で、そうした資料は残っているはずではないか、私はこういうふう思うわけでありまして、

私は、国民の税金にかかわる問題である、国連といえども、また、今申し上げたように、外務省がずっと外交の場で日本の政府の立場で頑張って活動していくということであれば、やはりこのことはしっかりとはっきりさせていただかなくてはならないと思ひます。

きょうのところはそこまでしておきますが、私は、ぜひこのことはしっかりと明らかにしていただきたいと思います。また取り上げたいと思っております。

次の問題に参りたいと思ひます。

六月の十三日、国連安保理決議一八七四号が全会一致で採択された。同決議は、北朝鮮による一回目の核実験を受けて採択された決議第一一七一号で定められた措置に加え、武器禁輸、貨物検査、金融面での措置などに関する内容が含まれている、こういうことになっているわけでありまして、

そこで、今回の決議に対する大臣の御所見、また、今後の対北朝鮮外交に対する大臣のお考えを改めてお伺ひしたいと思います。

中曾根國務大臣 今委員がお話しされましたように、六月の十三日に、これは日本時間でありまして、安保理決議の第一八七四号が採択されたわけでございます。

北朝鮮は、同日、北朝鮮外務省声明を發出いたしました。今や核放棄など絶対になり得ないものになったなどとした上で、プルトニウムの兵器化やウラン濃縮作業を行う旨を表明しておりますけれども、政府といたしましては、北朝鮮が今回の安保理決議一八七四号に明記されておりますような国際社会の声に耳を傾けて、そして、安保理決議の義務、これを履行することが北朝鮮自身の利益になる、そういうふうと考えております。

北朝鮮が、強硬路線を維持し、さらなる孤立を招く、そういう道ではなくて、諸問題の解決に向けて具体的な行動をとることを改めて我々としては求めたい、そういうふう思っております。

また、北朝鮮からそのような具体的な行動を引き出すためには、我が国を含む各国が安保理決議一八七四号、これを着実に実施するために、それぞれが適切な対応を早急にとることが重要であると考えております。

また同時に、今回の決議にも明記されておりますけれども、この諸問題の解決は、対話を通して平和的に行う必要もあるわけでありまして、我が国といたしましても、この対話の扉を開かず、そういう考えはございません。引き続き、対話と圧力のバランスに意を用いながら、北朝鮮をめぐる諸懸案の解決、これはミサイルの問題、また特に拉致の問題もございまして、そういう諸懸案の包括的な解決に向けまして、米国や韓国、さらには六者会合、議長国の中国とも緊密な連絡をとり合って最大限の外交努力を行っていく、そういう考えでございます。

近藤(昭)委員 大臣、ありがとうございます。

対話をする中でしっかりとこの問題を解決していかななくてはならないと、大臣の御決意をお聞かせいただきました。

以前のこの外務委員会でも、私も質問、また私の考えも述べさせていただきましたけれども、本当にこの東アジアの中で、朝鮮半島に残念ながら不安定な部分がある、私もそこを、その部分を何とか解決していきたい。ただ、それは、軍事的な方法ではなくて、やはり平和的な手段しかあり得ない、こういうふう主張してまいりました。しかしながら、あの核実験は、本当に国際社会が求めるものと逆行する、また、唯一の被爆国である日本の国会議員として本当に承服しがたい、耐えられない、こういうことを申し上げたわけでありまして、

しかし、その観点から見ましても、何としても、北朝鮮がこれ以上の核実験をしない、また、そうした軍事的な手段に万が一訴えるようなことにならないようにする、そのことが重要だと思っております。そういう意味で、さらに北朝鮮が挑発を続け、国際社会がそれに対抗措置と申しましようか、どんどんそれがぶつかっていく、そういうふうにならないように、何としても国際社会が一致していかななくてはならないと思っております。

また、大臣も今お答えをいただいたわけでありまして、私も日本は憲法九条を持っている、防衛以外で軍事を使うということはあってはならないわけですから、私は、引き続き国際社会と粘り強く、一致して包括的なアプローチをしていく、その枠組みをしっかりと立て直していく、そのことが大事だというふう思っております。

では、続きまして、この決議は国連憲章第七章への言及を含むいわゆる七章決議ですが、見落としてはならないことは、本決議が定める措置が、第四十一条に基づき行われると明示的に限定していることだと思います。

国連憲章第四十一条は、決議に定められた措置に関し、「兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。」と規定しているわけでありまして、

そこで、改めてお伺いをしたいと思ひんです。

十七日のこの委員会に既に大臣は御答弁をされているわけでありまして、改めて、この決議、非軍事的な措置を定めたという理解でよろしいのかどうか、大臣から、的確におまもりいただきまして、御答弁をいただければと思ひます。

中曾根國務大臣 安保理決議一八七四号、これでは、今委員からもお話ありましたけれども、その前文におきまして、安保理が国連憲章第七章、これのもとに行動し、そして、国連憲章第四十一条に基づく措置をとることが述べられているところでございまして、この決議に盛り込まれました武器禁輸、貨物検査、また金融面での措置は、国連憲章第四十一条に基づく兵力の使用を伴わない措置、そういうふう位置づけられているところでございまして、

近藤(昭)委員 先般の委員会でも、笠井議員とのやりとりの中であったと思ひます。兵力を伴わない措置をしていく、非軍事的な措置を定める、こういうことでよろしいでしょうか。

中曽根国務大臣 そのとおりでございます。

近藤(昭)委員 ありがとうございます。

この前の質問にも関係してくることでありますけれども、目的は、とにかく平和な安定した社会をつくりたい、そこで日本がリーダーシップを発揮していくということであり、大臣におかれましては、しっかりと取り組みをいただきたいと思うわけであり、

ところで、十六日付ニューヨーク・タイムズの記事によりますと、武器や核関連物質を積んでいる疑いのある北朝鮮船舶に対して、貨物検査の実施許可を求めるよう米政府が近く海軍に命じる方針だと報じているわけであり、同記事によると、検査が拒否された場合は、決議に基づき、強制的な乗船は控え、最寄りの港まで船舶を追跡するということでもあります。この件に関して日本政府としてはどのような情報をお持ちか、お示しをいただきたいと思っております。

廣木政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の報道については、私どもも承知しております。

他方、オバマ大統領は、十六日の会見において、貨物検査に関しまして、これをいかにして実施するか、これを実施するに当たり関係国の協力をいかにして追求するかについては、米、韓国、中国、ロシア、日本といったすべての関係する国々と議論していくというふうに述べております。

米国は、安保理決議第一八七四号の実施のあり方について、今後、関係国と緊密に協議する方針であるというふうに私どもは承知しております。

近藤(昭)委員 ありがとうございます。

米国を初め国際社会は、この核実験等に関して強い決意を持って一致団結した対応をしているということであると思っております。そして、今御答弁をいただきましたように、各国、国際協調の中で結束を持ってやっていくということをおバマ大統領も発言をなさっている。私は、非常に強い決意であるとともに、冷静な検討を行っているんだと思っております。冷静な検討を行う中で、いかに実質的な成果を上げるかということに関係諸国でやっていく、こういう決意を述べているんだと思っております。

ところで、少し事実を確認させていただきたいと思っておりますが、本決議の第九項から第十三項で定める措置に関連しまして、現行の海上保安庁法、自衛隊法、船舶検査活動法、海上輸送規制法の枠組みの中で対応可能な措置は何か、このことをお知らせさせていただきたいと思っております。

鈴木(久)政府参考人 お答えいたします。

海上保安庁として現行法制でできる部分をお答えいたしますが、決議の中の十一項と十二項のところは私どもに直接関連する部分でございます。

十一項につきましては、港を含む自国の領域内、我が国の領海内で検査をするということですが、これについては我が国の管轄権が及びますので、国内法令一般が適用されまして、外国船舶についても立入検査が可能でございます。ただし、無害通航といひまして、黙って通り過ぎるだけの通航、それから通過貨物等につきましては、難しい部分がございます。

逆に、公海のところでございますが、ここについては基本的に旗国主義が適用されますので、旗国の管轄権が及びます。したがって、我が国が立入検査できるのは、接続水域で密航と密輸を水際で防ぐとする場合、それから排他的経済水域で漁業と海洋汚染防止違反の疑いがある場合など、一定の場合に限られてございます。

松本政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御質問の件について、現在、防衛省の方で、安保理決議の規定に関して、自衛隊法、船舶検査活動法、海上輸送規制法といった現行法との関係でどのような対応が可能かについて検討を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず、自衛隊法八十二条に基づき海上警備行動につきましては、海上における人命、財産の保護または治安の維持のため、海上保安庁によって対処が不可能または著しく困難である等、特別の必要がある場合には、自衛隊に海上において必要な行動をとらせるものというものになっております。

また、船舶検査活動法につきましては、周辺事態と判断された場合に、国連安保理決議に基づきまして、または旗国の同意を得て、自衛隊は、我が国領海または我が国周辺の公海において船舶検査活動を実施することが可能という形になっております。

さらに、海上輸送規制法につきましては、武力攻撃事態と判断された場合に、自衛隊は、我が国領海または我が国周辺の公海において停船検査及び回航措置を講ずることが可能となっております。

近藤(昭)委員 ありがとうございます。

それぞれ、海上保安庁、防衛省からお答えをいただいた、これから議論が進んでいくんだと思いますが、一つの整理として、それぞれの法律の中でどういことが可能かということをお話いただいたということでありまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして、地球温暖化の問題について幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

先般、ボンで気候変動補助機関等の会合が行われました。ここで成果、また、日本も中期目標を発表したわけですが、このことに対する反応はいかがでありましたでしょうか。

杉山政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、去る六月一日から十二日までボンで、こし、交渉の年、実質的には第二回国連の作業部会が開催されました。こしの十二月には、いわゆるCOP15、締約国会合、第十五回の会合で、いわゆるポスト京都のフレームワークづくり、枠組みづくりについて合意するということが合意されている、そういう中での作業部会でございます。

各国からさまざまな提案が出て、そういう考え方がすべて大体テーブルに上がった、各国の提案がすべて出そろった感じのところ、これからいよいよ本格的に交渉が行われる、そういうところだろうと思っております。

報道等によると、南北対立が非常に激化したというようなことも言われております。そういうことも事実ではございますが、ただ、今申し上げましたように、ちょうど本格化したところで、提案が出そろって、これからどちらに向かうかということの交渉が行われる、そういうふうな私どもとしては認識しております。

それから、ただいま委員御指摘のいわゆる中期目標、確かに六月十日に総理が中期目標を発表いたしました。これを受けて、ドイツのボンで行われていた国連交渉の場におきましても、我が国代表を務めた古屋大使から、温室効果ガスの削減に関する我が国の中期目標の発表について、直ちに議場から発言をいたしましたところであります。

我が国の中期目標に対する各国の反応というものは、好意的な反応を示したものから、あるいはさらなる説明が必要だということを表明したもの、あるいは極めて批判的なことを表明したもの、さまざまございました。

いずれにいたしましても、外務省としては、今回の発表を受けて、今後の国際的な交渉において日本の考え方を引き続きしっかりと説明して、今後の本格的な交渉に鋭意臨んでいく所存でございます。

近藤(昭)委員 ありがとうございます。

各国がまずはそれぞれの考え方を発表した、これから進んでいく、こういうことであるんだと思っております。そしてまた、日本の提案に対してさまざまな反応があった、こういう御報告でありました。

しかし、私は非常に危惧をすることがあります。この委員会で、私も、やはり日本は、平和的な、あるいは人権の分野における、あるいはそれと並んで環境の分野でリーダーシップを発揮していくべきだ、こういうふうな思っているんです。そういうことで申し上げますと、各国の反応、今、好意的なものもあったというふうにおっしゃいましたけれども、果たしてそんなのかなというふうには私は思っております。

まさしく日本もこれから頑張っていくということで京都で行われて、京都議定書が定められた。その京都議定書の一九九〇年比六％削減から八％、わずか二％の削減。また、世界が採用していないと私は思っておりますが、限界削減コストを唯一の公平性の基準、こういうふうな主張を日本はしたわけであり、何か、日本だけが不利になることのないように国際交渉に全力で取り組みますというような、防衛的な姿勢のように思えてなりません。私は、日本が世界の流れを引っ張るリーダーシップを示すべきだ、こういうふうな思っております。

私どもの民主党は、国別排出総量目標として、九〇年比二五％を主張しております。国際交渉を進めていくには、国別総量目標を示す必要があると思っております。

政府として、国別総量目標としてどれくらいを想定しているのか、それをいつ決定して明らかにするのか、お知らせをいただきたいと思っております。

杉山政府参考人 ただいま委員御指摘の国別排出総量目標というのが今のポスト京都の枠組みづくりの交渉の中の一つの大きな焦点であるというのは、御指摘のとおりだと私どもも考えてございます。

それで、繰り返しになって恐縮でございますけれども、麻生総理は、去る十日に、温室効果ガスの排出を二〇二〇年までに二〇〇五年比で一五％削減するというのが国の中期目標を発表いたしましたところでございます。

しかし、この総理が発表された目標というのは、総理御自身このスピーチの中で明らかに申しておるとおり、省エネなどの努力を積み上げたもの、国内の努力を積み上げて精算して決定したものであって、いわゆる森林吸収分あるいは海外から購入するクレジットといったオフセットと呼ばれるものは含まない、私どもも真水、クリーンウォーターというふうな最近呼んでおりますけれども、そういうものだと、そこで総理御自身がその発表のときに申し上げたとおり、外国から排出権を買ってくる分、あるいは森林によって加算される分、こういったいわゆるオフセットの分については、京都議定書では五・四％、六％削減の比率のうち五・四％の削減量を見込んでいた、今回の新たな枠組みの中でこれらの取り扱いをどうするかということは、今後の国際交渉を見きわめた上で判断したいと考えています。これが総理がそのときに発表された内容でございます。さらに、こういうことを踏まえて、今回の中期目標の発表は、まず日本の考え方を示した、いわば本格的な交渉に向けた第一歩と御理解をいただきたいというふうに総理は申したところでございます。

したがって、二〇一三年以降の国際的な枠組みにおける森林吸収源あるいはクレジットの扱い、こういったものについて、現在、国連の作業部会において具体的なルールづくりが行われているということもございまして、

我が国としては、こうした国際交渉における議論を鋭意見きわめた上で、積極的に交渉をリードし、国際的な貢献を果たしてまいりたいというふうな考えているところでございます。

近藤(昭)委員 真水の部分という御主張なんですけれども、ただ、これから交渉が進んでいく、その状況を見ながらという、余り積極的じゃない方法はいかがなものかと私は思っております。

そしてまた、これからとはいいながら、いよいよ大詰めのところの取っかかりというが、第一歩だと思っております。第一歩ではあります、いよいよ大詰めの中に来たところの第一歩だと私は理解しております。

そういう意味では、国際交渉、今真水の部分をまず提示した、そのほかのところについては状況を見ながら、こういうことであつたんですが、私は、やはり国別排出総量目標というのをしっかりと日本が提示して、日本はどうかで地球の環境、世界、日本の環境を守っていくのか、こういうポジションをしっかりと、真水の部分だけではなく、総合的な国別の総枠をきっちりと示すことによって、日本はどうかというふうなこの交渉を進めていくか、リードしていくか、こういうポジションを明らかにすべきだった、こういうふうな思っているんです。

そういう中で、米国は茶巾には参加していないわけですが、オバマ新政権になってかなりこの局面は変わってきた、こういうふうには私は思っております。

そういう意味では、米国連邦議会においてワックスマン・マーキー法を審議している。これを見ると、かなり具体的にきちんと目標を立て、段階的にどうしていくか、こういうことをしている。単に分析したことを参照しているのではなくて、まさしく法律で目標を決め、法律で段階をきっちりと長期的な目標も含めて決めていく、こういうふうに見えています。

そういう意味で、どうでしょうか、いよいよ今度、十二月、コペンハーゲンで開かれるCOP15、枠組みが本格的に話し合われるわけですが、日本はどうかというふうなリーダーシップを発揮していく御決意であるのか、私どもの民主党では、二〇五〇年までの早い時期、六〇％削減を明記しております。

私は、先ほどから繰り返しておりますが、日本も含めて先進諸国は、二〇五〇年までの大幅削減の目標をきっちりと明らかにして、なおかつ達成手段を明らかにしてやっていく、そして、その中で、日本はきっちりと、一致協力だけではなく、リーダーシップを発揮していくべきだと思っております。そういう意味で、長期目標もしっかりと発表すべきであります。大臣、いかがお考えでしょうか。

伊藤副大臣 委員おっしゃるように、気候変動問題の解決、これに当たっては、世界全体として排出削減を実現しなければなりません。実現すべく、アメリカ、中国、インドを含むすべての主要経済国が責任ある形で参加する公平かつ実効性のある、そういう国際的な枠組みづくりというのが不可欠なわけであり、このために、米国を含めた先進国全体が率先して削減を約束すべきであるとともに、特に排出量の大きい主要途上国も削減のための行動をとる義務を負う必要があるというふうな考えております。

我が国としては、こういった考え方に基づいて、これまでも国際社会における気候変動問題への取り組みをリードしてきました。例えば、昨年七月、今御指摘があったように、G8北海道洞爺湖サミットでは、議長国としてリーダーシップを発揮し、二〇五〇年までに世界全体の排出量を少なくとも半減するという合意の形成に貢献しました。また、本年四月には、次期枠組みにおいて我が国の考えが適切に反映されることを目指し、他国に先駆けて新たな議定書の草案を提案したところでございます。

もとより、こういった新しい枠組みづくりは、各国の利害が非常に複雑に絡むことでもありますし、年末までに合意をまとめることは決して容易ではありませんが、追求してまいりたいと思います。

しかしながら、我が国としては、今回総理が発表された我が国の中期目標を受けて、本年末の国連気候変動枠組み条約第十五回締約国会議、いわゆるCOP15において、ただいま申し上げたような次期枠組みの構築に合意できるように、国連における交渉、また、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム、MEF、また米国と中国との二国間協議、あらゆる外交手段、国際会議、いろいろな枠組みというものを駆使しながら最大限に努力してまいりたい、そのような考えでございます。

近藤(昭)委員 繰り返しになりますが、真水の部分を発表した。先ほど申し上げましたが、日本としての総合的な、長期的な、また総量目標を発表することによって、やはり日本がどういうふうに考えているんだということを明らかにしていくべきだと思うんです、長期的目標も、そして具体的な手段も。

伊藤副大臣にはお答えをいただきましたけれども、中曽根大臣、いかがでありましょうか。具体的に、長期的な目標、そしてまた総量目標、こうしたものをしっかりと、様子を見るんじゃないくて、日本がリードしていくべきだと思います。いかがでありましょうか。

中曽根國務大臣 先ほど副大臣から御答弁申し上げましたように、洞爺湖サミットにおきましては、二〇五〇年までに世界全体の排出量を少なくとも半減するというのを、福田総理を中心とする我が国のリーダーシップによりましてこれが合意できたわけでありまして、また先日は総理の中期目標の発表もありました。

いろいろな評価もあるかと思いますが、我々としては、これもお話ししましたが、国連における交渉や、あるいはMEF、そして各国との間の交渉において我が国のこういう考え方をしっかりと説明して、そしてこれの実現のためにリーダーシップをとりながら積極的に行っていくたいと思っております。

近藤(昭)委員 ありがとうございます、終わります。

河野委員長 次に、保坂展人君。

保坂委員 社民党の保坂展人です。

きょうは、中曽根外務大臣に重要な点を冒頭二つ聞きたいと思います。

まず第一は、この委員会を中心に、ソマリア信託基金あるいはPKOの分担金、過去の外務省の支出についてお尋ねしてきました。外務省としては、執行記録の保存期間は五年だということで、記録がないんだということでありました。しかし、このようなことで今後もしのいのかということについて、先般、理事懇で、あるいは委員会でも、いわゆる外務省の今後の支出について見直しで改めると聞いております。

これはどのように改めるのか、その理由について大臣から御説明をいただきたいと思ます。

中曽根國務大臣 御指摘のありました支出関連文書につきましては、今までも外務省としては、関連の法令に基づきまして、これは五年間でございますが保存してきたところでございますが、他方、国際連合への分担金、拠出金の執行に関連いたしますそういう文書につきましては、これは外交政策上の重要性にかんがみまして今回見直すことといたしました。具体的には、今後、国際連合への分担金、拠出金の支出の概要を三十年間把握できる仕組みを整備していくこととした次第でございます。

これによりまして、将来の外交政策の立案にもこれが活用することができますとともに、また、委員からおっしゃっておられるような説明責任を一層果たすことを目指していきたいと思っております。

保坂委員 今回の見直しによって、少なくとも五年後、十年後に私と同じような質問がまた出てくるといこうことはないんだということになるんだと思います。また、国連に拠出しているお金が今どうなっているのかということについて、今までずっと、ある種預けっ放しだったということも、やはり定期的に照会をかけるという内容だと思います。

もう一点、これは重要なので大臣からお答えいただきたいんですが、いわゆる拠出金の取り扱いガイドライン、つまり、会計検査院から指摘を受けて、国連の拠出金が随分余っていたという問題、大臣にも八億円とお答えいただきました。これについて、昨年に外務省でガイドラインをまとめられた。

これは六月十一日の段階の外務委員会の理事懇で私を受け取ったものですが、このガイドラインでは、「国連事務局からの振替先についての要請があること、」というのが条件なんですが、ただし書きで、「ただし、」要請がなくとも、積極的に振り替えるべき理由がある場合は、この限りではない、」こうなっております。

これについて、委員長初め理事会メンバーの御意見、やはりこれは原則国庫返納じゃないのが、理由があるときには振りかえ、こういうふうにしっかり分かち合っておいた方がいいのではないが、こういう指摘もあって、今回、このただし書きが削除されて、国連の事務局からの要請があることとシンプルにまとめられたというふう聞いております。

この判断について、大臣から簡潔にお答えいただきたいと思ます。これは大臣にお願いします。

中曽根國務大臣 会計検査院によりまして平成十九年度決算検査報告を受けまして、外務省の昨年、国連の信託基金における拠出残余金が生じる場合に、国庫返納を原則に速やかに対応するためのガイドラインを作成いたしまして、国際機関への回答期限、返還小切手の取り扱い事務手続などを定めたところでございます。

外務省といたしましては、ガイドライン策定後は、これにのっとりまして適切に残余金処理を行ってまいりましたけれども、一連の国会での御議論も踏まえまして、拠出残余金の振りかえが例外的な措置であることをより明確にする、そういう観点から、振りかえを行うのは国連からの要請がある場合のみに限定することとした次第でございます。

保坂委員 大変大きな前進だと思います。要するに、国会で予算審議を我々していくわけで、一たん支出されたものはなかなかその後を追っていけない、特に国連の拠出金などはわからないということ、明確な基準なしに外務省の裁量で振りかえができるという部分を削除されたということについては評価をしたいと思います。

ところで、きょう、財務省の主計局長さんに来ていただいておりますが、私は、この外務委員会で大分声を荒げたことも何度かあったんですが、事は、ソマリアで、今、きょうも衆議院に戻ってくるといこうことで、ソマリア海賊対処法案ということで日本がソマリアにお金を出していく、出していくというふうになると、九〇年代にたしか出したよなことを思い出して、これを聞いていったところ、一億ドルのソマリア信託基金ということについては外務省からすんなり答弁があったわけなんですけれども、実は、PKO予算、ソマリアPKOなど分担金というのをたまたま流用というところで見つけまして、それが約二十七億円でしょか、これがほかと合わさって三十億が払われた。

ここから話を聞いていったんですが、予算書とか補正予算の枠であるとか予備費調書ですね、こういうものを合わせますと、平成五年だけで三百七十五億円、ソマリアPKOなど分担金、こういうふうに記載をされているんですね、ごく簡単に調査できたということに対して、これ外務省にぶつけると、捨てちゃったと言うんですね、五年、十年で捨てているのでわかりませんと。

私、ソマリアPKOなど分担金のなどの中に何が入っているのかとさらに聞いていったんですが、いや、などはなでございまして、などの中に何が入っているのか、今や不明でございまして、こういうことでした。

しかし、いろいろまた調べていきますと、例えば補正予算の各目明細書ですが、こういうものを見ると、いや、などが全部出ているじゃないかと、例えばソマリア以外にも、レバノンとかイラク、エルサルバドル、いろいろ出ているわけですね。この書類を見れば把握できるんじゃないのがわかったわけでございます。

そこで財務省に聞きたいのは、財務省も外務省と同様に、五年あるいは十年たったら予算、決算の関係書類を全部ほいほい捨てているのかどうか、そういうことはないと思うんですね、やはり、継続して五年、十年越しに進んでいる案件等ありますでしょうか。

もう一点、今、具体的に各目明細書のレベルを開くと、ソマリアPKOなど分担金、このなどの中身がわかるというお話をしましたけれども、そういうものは財務省主計局として把握しているんでしょうか、どうでしょうか。今までずっと外務省に聞いていたので、最初から財務省に聞けばもしかしらよかったのかなと思いますけれども、その点についてお答えください。

木下政府参考人 お答えをさせていただきます。

第一点の、財務省におきましての文書の保存という点につきましては、財務省におきまして、その文書の種類等に応じまして保存期間を定めております。五年のものもございますれば、三十年のものもございます。(保坂委員「予算、決算」と呼ぶ)予算書、決算書は、たしかそれは、ちょっと手元にありませんが、五年以上、かなり長期の期間保存することになっていると理解しております。

それから第二点目の、予算の各目明細書を見ればわかるではないかという御質問でございますが、確かに、例えば平成五年度の第二次補正予算で措置した分担金等につきましては、外務省所管に係る各目明細書において金額が計上されているというようなことでございます。

ただ、各目明細書につきましては、これはいわば各省においておつくりいただく文書でございますので、その保存期間等につきましては、外務省において適切に行われるべきものと考えているわけでございます。

保坂委員 そうじゃなくて、外務省はないと言っているんですね、それは適切じゃないと私は指摘しているんですが、今言った各目明細書、外務省は捨てていても、財務省は調べてくれと言われれば、例えば予算要求で、同じ国でずっと五年前、十年前、十五年前、いろいろ重なる事業があるじゃないかと、査定のときにやるんじゃないですか、そういうときに把握できるのかどうか。

要するに、各目明細レベルの支出は財務省として把握できるのかどうか。財務省もわからないのか、できるのか、それだけです。

河野委員長 財務省木下主計局長、質問に的確に答えてください。

木下政府参考人 お答えいたします。

それにつきましては、例えば国会図書館等において保存されているような例があれば、そこを調べればわかるものもあるということではないかと思ます。

保坂委員 河相官房長、これは故意だったら本当に許しがたいし、故意じゃなかったと思ったら本当に怠慢だということになるわけですよ。

つまり、立ち話もしましたよね、PKO等、などのところの中に何が入っているのかかわからないんですと、私が文書で外務省からもらったものには、そのすべてがかほとんどがソマリアに使われたと回答してきたわけですよ。だけれども、少なくとも各目明細書、国会図書館にあると言いましたね。そういう把握を外務省としては全していないんですか、つまりは、そうだとすれば随分どいい答弁じゃないかと思うんですね。国会図書館にあるものを見にも行かずに、本来なら、国会図書館に行くんじゃないくて、外務省として持っておかなければならないはずですよ。

この点について、本来は、外務省が聞かれたときにきちっと調べて答えるというぐらいのことは、少なくとも国会議員と違うわけですから、こちらは個人事務所で行っているわけで、外務省は組織としてやっているわけですから、今後こういうことがないようにしていただきたい。

河相政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣からも御説明、御答弁申し上げましたが、書類の保存期間というものにつきましては今回見直しをしたわけでございまして、具体的には、国連への分担金、拠出金、この支出の概要については三十年間、今後は把握できるシステムを構築していくということにしたわけでございますので、今後、この点についてはいろいろな事実関係にきちっと御説明できよう体制をつくっていくということでございます。

今までの状況につきましては、繰り返し御答弁申し上げているように、会計に関する書類というものは保存期間が五年になっていたというところで、これを見直しをしていく、見直しをすることで概要が把握できるシステムをつくるということでございます。

保坂委員 官房長、今、各目明細書を見ればPKOにどれだけ出したぐらいのことはわかるわけですから、九〇年代以降、日本の国連分担金及びPKO分担金がPKOについてはそれぞれ幾ら支出されたのか、これを早急に調べて委員会に提出していただけますか、その作業を急いでください。

河相政府参考人 お答え申し上げます。

今の御指摘も踏まえまして、各目明細書など、できる限りの調査をやる意向ではございます。

私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

河野委員長 次に、松原仁君。

松原委員 それでは質問に入りますが、イランの大統領選挙についてであります。

冒頭お伺いしたいことは、五月に中曽根外務大臣はイランを訪問したわけですが、そのときの目的は何だったんでしょうか。

中曽根國務大臣 五月にイランを訪問いたしました。これは、ちょうどとしが外交関係開設八十周年の節目という年でありまして、日本とイラン関係の強化、それとともに、核問題とかまた地域の安定などに向けたイランの建設的な取り組みを働きかけるために参りました。

滞在中は、御承知かと思いますが、私自身もアフマディネジャド大統領やモッタキ外務大臣と会談を行いまして、イランにとりまして大変厳しいことも述べたつもりでございますが、イラン側は私の発言にも真摯に耳を傾けてくれた、私はそういうふうにしております。

御質問から外れるかもしれませんが、いずれの議論いたしました課題といいますが、そういうものもすぐに結論が出るというようなものではない、いろいろ難しいものもございますけれども、友好国でもあります日本の意見としてイラン側は真剣に受けとめてくれたものと思っております。

松原委員 そのとき、相手の耳に痛いことというのはどんなことをおっしゃったのか、また、民主化、民主主義という観点に絡んでの何か議論をしたのか、お伺いしたいと思います。

中曽根國務大臣 会談におきましては、当然のことながら、二国間関係に加えまして、イラン、米国の関係、御案内のとおり、米国のオバマ大統領もイランとの対話を始めるようなニュアンスの御発言もあったわけですが、それから、先ほど申し上げましたイランの核問題、また北朝鮮問題など、地域情勢及び国際情勢について意見交換を行ったところでございます。私からは、イランが地域の平和と安定のために近隣諸国との協力関係を築きながらふさわしい責務を果たすことを希望する旨述べたところでございます。

松原委員 イランの大統領ともお話をしたわけですが、当然選挙がこの時期にあるというのはわかっておりまして、選挙のことについての話題はあったのかなかったのか、そこまで突っ込んで民主的な選挙が当然行われると思いますというふうな話はなかったかと思いますが、したのかどうなのか、その辺もお伺いしたい。

中曽根國務大臣 選挙に関する話はございませんでした。

松原委員 日本の対イランの援助は、大分少なくなってきたというところであります。したがって、この質問は時間上避けてもいいんですが、では簡単に、どういう状況か、どれくらい少なくなっているか、お伺いしたいと思います。

小田政府参考人 日本のイランに対するODAでございますけれども、二〇〇七年度の実績で申し上げますと、技術協力が四・七九億円、それから無償資金協力、これは草の根無償などですけれども、約五千五百万円、こういうふうな数字になっております。

松原委員 イランは従来は日本に対しては極めて親日的というふうな評判のある国家でありましたが、本来、これは核問題等があるその数値になっているんだと思います。日本としてはイランとはもっと太い関係があった方がいいのかどうか、大臣の御所見をお伺いします。

中曽根國務大臣 イランの現在の、先ほど申し上げました核の問題等、いろいろありまして、国際社会もそれなりのそれぞれ対応をしているわけですが、我が国といたしましては、イランとの関係を大事にしながらやっておりますので、今ODAについての実績の報告がございましたけれども、こういう良好関係をもとに援助をすることによってイランが国際社会の中で一緒に活動できるように環境になるように援助等しながら、私どもとしては、そういうことを考えながら援助をさらにふやしていくのがいいんじゃないかと思っております。

松原委員 イランに対する制裁といいますが、国連安保理決議に基づく措置を誠実に実施ということで、三十五団体、四十個人の資産凍結措置をしているということですが、これは現在も進行中ですか。

鈴木(敏)政府参考人 お答えいたします。

国連安保理決議に基づきイランに対する制裁措置でございますけれども、これは、今御説明があったような内容について進行しております。

松原委員 大臣、三十五団体、四十個人の資産凍結をしている。アメリカがバンコ・デルタ・アジアで北朝鮮にやったようなものです。これに関して、いいんですよ、大臣の率直な所感を伺いたい。これは、どういう状況になったらこれを凍結するか、例えば今回の死者が出るような選挙の情勢になるとこういうものの凍結はさらに続く、そういう見通しになりますか、大臣、お答えいただきたい。

中曽根國務大臣 これは、私の認識しているところは、核開発問題に対してのそういうような対応だと思いますので、これらが改善されるということ、これが一つの条件ではないかと思っております。

松原委員 それでは、お伺いしますが、死者が発生している現在の選挙結果を受けてこのイランの騒乱状況をどのように大臣は所感としてお持ちか、お伺いしたい。

中曽根國務大臣 イランのあの大統領選挙後、この数日間の騒乱といいますが混乱の中で死傷者が出たことは、私どもも懸念をしておりますし、こういう事態は回避されなければならない、そういうふうにしております。

イランにおきましては、ハメネイ最高指導者の指示を受けまして、憲法擁護評議会が票の再集計に基本的に同意したと承知をしております。我が国は、イランの選挙プロセスにおきまして本件がどのような形で適正に処理されるのか、今関心を持って事態を注視しているところでございます。

松原委員 イラン大統領選挙に対する主要国の反応をお伺いします。

まず、フランスの反応はどうでしょうか。

中曽根國務大臣 フランスは、十六日付のフランスの外務省の発表におきまして、サルコジ大統領及びクシュネル外務・欧州問題相が深い懸念を表明いたしました。そして、デモ参加者に対する暴力を非難いたしましたことを発表し、平和裏にデモを行う権利、表現と言論の自由が尊重されなければならない、不服申し立て手続の完全な実施を期待する、そういうふうにして述べたと承知しています。

松原委員 大臣、そこで伺いますが、中曽根大臣は、この人命が失われたことに対して非難を今この場で表明できますか、非難のことを、フランスは表明しているんですよ、外務大臣が。

中曽根國務大臣 このような事態になって、こういう広範な抗議行動が行われているということは、これは大変な事態であるわけでございますけれども、我々としては、発砲が行われたり、それから死傷者が出たということは大変懸念をしております、先ほどから申し上げておりますように、こういう事態は一刻も早く回避されなければ、そういうふうにして思っています。

松原委員 あえて、懸念というよりはフランスは非難しているのですが、日本の立場として非難はする気があるのかなのか、お伺いしたい。

中曽根國務大臣 選挙の結果のこういう事態でありまして、我々としては、選挙そのものに対する評価とかそういうものももちろんすべきところではありませんけれども、このような死傷者が出たということは大変残念なことでありまして……(松原委員「明快に答えてください」と呼ぶ)

実は、死者が出た状況というものもよく承知しております。どういう形で、実際これもこれからそこら辺の検証も行われるのではないかと思っております。ですから、そういう死傷者が出たということは大変残念であり、我々としては一日も早い事態の収拾を願うわけですが、そこら辺の原因とかそれを承知していることを承知しておりますので、懸念しているということでございます。

松原委員 ドイツの外務大臣、中曽根外務大臣と同じ立場のドイツのシュタインマイヤー外務大臣はこう言っているわけですが、デモ参加者に対する治安当局の対応を最大限の強さで非難すると、別に、同じ外務大臣だから同じことを言ってくださいとは言いませんよ、それは中曽根外務大臣の思いですから。しかし、ドイツの外務大臣は、デモ参加者に対する治安当局の対応を最大限の強さで非難と言っているんです。

中曽根外務大臣は、懸念をする、このレベルですか、もう一回答弁してください。

中曽根國務大臣 先ほど申し上げましたけれども、状況ははっきりと、治安当局とデモ隊の間でどういう形でどういうふうになったというものを私自身は承知しておりませんが、そういう意味で、この事態に対する私の考えというものは、これは懸念であり、残念な結果である、そういうふうにして思っているところでございます。

松原委員 まあ、いいですよ、私は、日本が国連の安保理常任理事国入りを目指すとかいうことをおっしゃっているから、そうであるならば、日本はこういう状況で何らかの意思を普通は言うべきだと、つまり、イギリスもそうだ、ドイツも常任理事国入りを目指すそうとしている、イギリスは常任理事国、これは深刻な懸念を持って見ていると、フランスは、サルコジ大統領やクシュネル外務大臣がここまで強い表現で非難している、これも安保理常任理事国。

だから、私は、その意味において、日本が常任理事国を目指すような国家であるならば、こういうときにきちっと記者会見をして外務大臣が発表するとか、こういうきょうみたいな外務委員会の席で発表するとか、これをしなければいけないと思うんですよ。つまり、国連安保理の常任理事国入りをするということは、今大臣は状況がわからないということをおっしゃっていた。状況がわかるような体制じゃなかったら、ドイツはこれはそこまで言っているんだから、それは政治判断もあるだろうし、その状況がわからないということ自体が、国際社会で大きな指導的な立場を占めようとする日本としては極めて不十分だというふうには私は思うんです。

アメリカの対応に関しては、バイデンさんがかなり非難をしているわけでありまして、そして、我々は様子を見なければならぬが、このことに関しては余り、疑問があるというふうなニュアンスを入れているわけでありまして。今後イランがいかに反応するかを見守りたい。我々は確固たる判断をする十分な事実は有していないと。

有していないけれども、少なくとも、死者が十人を超えているという報道もある。こういった状況の中で、そのことに対しては、暴力を拒否して国の統治のあり方を決めようとする選挙においてこういった暴力行為が行われたことに関して、私は、懸念を示すというよりは非難を上げるというのが、当然に民主主義国家として、その選挙を重んじて、選挙の一つの正義としてやっている日本としては、選挙結果でこうやって人が死ぬということに対して非難をするべきだと思うんだ。この事実は、死者が出たという事実、もう一回、中曽根さん答えてください。

中曽根國務大臣 選挙につきましては、選挙結果が出て、抗議の申し立てに対して憲法擁護評議会が票の再集計に基本的に同意するなど、今は選挙のプロセスのルールの中での対応がとられているわけでありまして、当面は、そういう意味で、基本的に事態の推移を見守るというのが我が国の立場であります。

今各国の状況もお話しされておりますけれども、米国におきましては、オバマ大統領が会見の機会に、イランの、これは選挙のことですけれども、大統領選挙に干渉することは生産的でないとして、これは当然のことですが、以下のようなことを述べています。平和的な抗議者に対して暴力が振るわれる様子を目にするのは、いつでも自分及び米国民の懸念となる。今後の展開はイラン国民次第であるが、人々の声は抑圧されず、聞かざるべきであるとの普遍的原則を支持する。一般的な形で御発言であると思います。

各国それぞれ対応いたしますが声明の状況は違いますが、私は、再三申し上げましたように、発砲がされて死傷者が出たことは大変遺憾なことであり、事態の一日も早い収拾を願っている、そういうことでございます。

松原委員 イラン大統領が今回また再任されたわけでありまして、そうすると、日本として、当たり前ではありますが、この大統領もしくはイランの今の政府首脳と今後会談をする見通しというのはあるんですか、ないんですか。

中曽根國務大臣 選挙が終わったばかりでありまして、御案内のような混乱状態ということでございます。

政府といたしましては、アフマディネジャド大統領、現在もまだ大統領だと思っております、と連絡をとったことはありませんし、また、今の段階で同大統領と新たな会談など、そういう予定は設定されていることはございません。

今申し上げましたけれども、大統領選挙の結果がどのようなものであっても、新たな政権が発足するまではこれは現政権が行政を担っておりますので、したがって、我が国の例えば政府高官がイランを訪問して現政権の政府高官などと会談するということは何ら問題ないわけでありまして、私自身、今のところ、そのようなことは考えておりません。

松原委員 今度、これは北朝鮮問題ですが、読売新聞に、日本で最も部数があると言われているこの新聞の一面の冒頭に、「北ミサイル青森通過か 来月上旬にも発射か、こういう記事が載っているわけでありまして、日本の国内で最も影響力のあるメディアが、新聞媒体であります。ここまで取り上げたことに関して、国は一定の流れというが一定の実事やばり国民に報道しないとけいなくと思うんですね。ここまで、青森県沖を、青森県の上空を行くだろうと言われていた。

このことに関して防衛省はどのような見解をお持ちか、お伺いします。

松本政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の報道は私どもも見ているわけですが、防衛省としては、現在まで、北朝鮮の弾道ミサイル関連活動については重大な関心を持って情報収集、分析に努めてきているところでございまして、これまでの北朝鮮の声明等を総合的に勘案すれば、北朝鮮がさらなる弾道ミサイルの発射に踏み切る可能性は否定できないというふうに考えております。

しかしながら、防衛省としては、現段階において、記事にあるような発射場所でありますとか発射方向等について、予断を持って申し上げることは困難だというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、引き続き、情報の収集、分析に努めてまいりたいと考えているところでございます。

松原委員 けさのCNN、FOX等で報道されたもので、ミサイルを搭載した可能性がある北朝鮮貨物船が十七日、北朝鮮の港から出港した、船の名前はカンナム、行き先は明らかにされていない、米軍は追跡を続けている、こういう報道がCNN、FOXできょう流れました。今回の北朝鮮の船の出航は決議採択後初めての動き、各国の注目が集まる、米軍筋によると、カンナムは過去、北朝鮮の大量破壊兵器拡散活動に使われてきた船舶、二〇〇六年には香港海事局は、このカンナム一号、カンナム五号を安全設備に不備が見つかったとして出港を認めない強制措置をとった。

これは、アメリカは、この船がミサイル技術を中近東のどこかに持って行くのではないが、こういうふうなことが言われておりまして、最初の安保理のことで緊張が高まっているわけであります。これに関しては今設問いたしません。

こうした状況の中で、緊張が高まって、これに対しての何かのアクションがあるならば、北朝鮮がさらに、今言った青森沖を通過するというか、こういったロケットというか、これをぶっ放す可能性がある。そのときに日本としていわゆる追加制裁というものの項目が問題になるんです。

先ほど議論がありましたが、私は、輸出禁止は極めて意味があると個人的に思っております。というのは、費用が八億円、十億円という数字ではなく、二東三文の多くの自転車が例えば日本の日本海側から持っていかれる、それは、値段的には、数値は一台例えば五十円とか百円とかという値段かもしれないけれども、結果として、物量的に北朝鮮に持ち込まれる海外からの中古製品という点では、それは金額にかえがたいメリットがあるので、これをとめるというのは、これはこれで効果がある、かなり北朝鮮は参るだろうと私は思っておりますが、それと別にして、人の出入りの部分がどうなっているのかということをお伺いしたいわけでありす。

法務省にお伺いしたいわけですが、北朝鮮から日本に来る再入国というのは基本的に禁止をされている、原則は、このことをお伺いしたい。

高宅政府参考人 お答えいたします。

現行法のもとでは、北朝鮮向けの再入国につきましても、再入国許可書、北朝鮮の方は旅券をお持ちにならないという建前でございしますので、再入国許可書による再入国を認めているということで、すべて禁止されているということではございません。

松原委員 許可制ということであります。

この再入国許可が、当初は、ある段階から、人道的理由により渡航する若干名に対して再入国を認めた、その後さらに、経済、スポーツ、文化学術交流等を目的とするものにまで拡大した。私も資料をいただいておりますが、この入国者数は、昭和四十四年から、四十四年、四十五年は六人です。再入国はたった六人、四十七年は九十一、四十八年は三百十六、五十一年度は五百五十、怒濤のごとくふえていって、一万人を突破した状況があって、今また減ってきているわけでありす。

こうした中で、お伺いしたいわけですが、これは、人道的理由から渡航して戻ることを認めた、その後さらに、スポーツ、経済、文化学術交流まで認めた。文化学術交流まで認めると、これはミサイル技術も持っていきますよという話になるんです。よ、わかりますが、屈辱として、それはだめなはずですよ、だから、これは少なくとも、昭和四十七年以降の渡航目的を人道上の理由から拡大した前に戻すべきだと私は思うんですが、なぜこのときはこういうふうにして渡航目的を人道上の理由以外にまで広げたのか、お答えいただきたい。

高宅政府参考人 古い取り扱いでございますので、詳細は明らかでございせんが、確かに、当局に保管されている古い資料では、昭和四十七年以降、人道上の理由から、さらに、経済、スポーツ、文化学術の交流の目的に拡大されたということではございす。ただ、これの背景につきまして、残っている資料で確認できるものは、ちょっと今のところは見当たらない状況でございす。

松原委員 納得できないわけですね。

少なくとも人道的に絞られているときは、これも、それまではそれが認められていなかったのに、何で昭和四十四年で認められたのか、どこかが圧力を加えたんだと思うんですよ、それは朝鮮総連なのかどこか私はわかりませんが、どこかが圧力を加えたんだろうと、そして、それがその後に及んで、いわゆる人道的以外の、経済、スポーツ、文化学術交流、含むミサイル技術の移転と私は言いたくないけれども、それは移転していますよ、間違いない。間違いないですよ。

大臣、今も許可制であるということですが、渡航目的で文化学術交流、これはやはりその前の人道目的以外はだめよいうところに最低限戻すぐらい検討したらどうですか。大臣、お答えいただきたい。

中曾根國務大臣 現下の北朝鮮のあのような行為の実態というものを踏まえて、人の往来についても、見直すべきところがあれば見直していくのが正しいことだと思っております。

松原委員 この文化学術交流、文化学術ですよ、技術が入りますよ、ミサイルの、認めていいんですか、もう一回覚えていただきたい。

中曾根國務大臣 学術に技術が含まれる、またその技術も北朝鮮の現在の軍事力の増強等に非常に資するものであれば、これは問題でありますから、当然検討しなければならないと思っております。

松原委員 では、大臣、この部分に関して検討をこれからやると明言してください。

中曾根國務大臣 今私は御答弁申し上げましたけれども、これは政府全体としての対応ということになりますから、関係省庁ともよく相談をして決めるべきことだと思っております。

松原委員 では、これは少なくとも人道目的以外は、そうはいったって人道目的と称して戻る可能性もあるけれども、今のこの枠の広がり、昭和四十七年以降目的そして許可制を広げた、これに関しては見直しをする方向で内閣の中で議論してください。これは最低限やってもらわないと、日本の国がこういうふうなことを、つまり、人道上以外の、経済、スポーツ、文化学術交流等まで再入国いいですよと言ってやっていること自体が、安保理決議やそういうので極めて日本もやっていて、輸出に関しても全面禁止したのに、ここだけではやはりおかしいですよ、直してもらわなきゃいけない。

本来は、人道支援、人道的といったって怪しい場合があって、それは年に二回も三回も行く人は余りないだろうけれども、それだっであれだろうし、向こうに行って、ミサイル技術を持っていったと言われている人はどうも二、三カ月いたんじゃないかと言われるけれども、三カ月もいて戻ってきたら、やはりおかしいんですよ、こういう部分に関してきちっとしたけじめをつけるということが必要だと私は思っております。

そういうことをしないと、日本はみずからが渡したミサイル技術で北朝鮮からおどかされることになってしまうわけであって、これも報道ベースであります。アメリカのシンクタンクの国際政策センターのセリグ・ハリソン・アジア研究部長は十七日、アメリカ下院外交小委員会で証言し、北朝鮮との戦争があるとすれば北朝鮮が攻撃するのは韓国ではなく日本だとの見方を示した。ハリソン氏はことし一月北朝鮮を訪問し、北朝鮮の政府や軍部高官と会談している。これは時事通信が報道しています。

いいですか、北朝鮮が、東京を火の海にするとか言っているわけですが、その技術を日本みずからが、渡航して、そして再入国の許可を出すという、このばかげた文化学術交流の中にそういったものまで含めてやっているとしたら、こんなばかな話はないんですよ、きちっとこの点に関しては私はやってほしいと思っております。

そして、時間もありませんから、最後に中国の問題にちょっと触れたいと思いますが、中国が今、いわゆるIMFのSDRを使って、これを新しい国際的な基軸通貨にするべきだということを言っているわけでありす。G20でも言ったし、またBRICsでもそういう発言をしている。このことの中身に関して財務省にお伺いしたいのと、これは現実にはペッグ制をやっている中国が、……

河野委員長 松原君、質問時間が終了しております。

松原委員 このことに関して、中国の迷惑、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。以上で終わります。お答えください。

河野委員長 申し合わせにより、質問時間終了後の質問については答弁者に答弁を求めません。

次に、笠井亮君。(松原委員「ちょっと待って、時間内に聞いているんだよ、だって、今質問しているんだよ、それはちょっとおかしいよ」と呼ぶ)次に、笠井亮君。(松原委員「笠井亮君と言ったって、それはおかしいよ」と呼ぶ)質問時間は終わっております。(松原委員「質問時間の中で言っているんだよ」と呼ぶ)

速記をとめて(ください)。

(速記中止)

河野委員長 速記を起こしてください。

次に、笠井亮君。

笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

冒頭に、この間の当委員会での質疑に関連して二点確認をしておきたいと思ひます。

一つは、六月十日の我が党の赤嶺議員の質問に関連してですが、米軍犯罪の関連の問題であります。

法務省刑事局の一九七二年作成の合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権等に対する実務資料についてでありますけれども、河野委員長が、質疑の際に、外務省に対して、黒塗りを外したものを理事会に提出するように求めましたが、外務省、その結果はどうなったか、当委員会に対しても報告をしていただきたいと思ひます。

梅本政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘になりました、法務省が作成いたしました「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」に含まれます公務の範囲に関する日米合同委員会合意部分につきましては、十日の委員会で御指摘を踏まえて米側と協議を行った結果、黒塗りを外したものを十七日の理事会でお配りいたしました。

この合意につきましては、公の催し事で飲酒をして自動車を運転しても公務として取り扱われ得る余地が残っているということで、これについては現在の社会通念にも適合しませんので、実は、米側と見直しのための協議を行っているところでございます。十日の段階では、その協議を行っていることについて公表することについて米側との合意がございせんでしたので答弁はいたしませんでした。が、この協議は現在も行っているということを公表してもいいということでありますので、御説明いたします。

また、現実の運用ということではございますが、飲酒をして運転した場合、公の催事での飲酒を含めて、そういうことについて公務証明書が発給された事例があるかどうかということ調べてみましたけれども、可能な限り記録をさかのぼって調べましたが、一件も確認されておひせん。

そういう意味で、先ほどの合意の、さきに述べた部分は事実上死文化をしているということでございすので、できるだけ早くこれをきちっと改正したいというふうに思っております。

笠井委員 現実の問題はどうかというのはまたきちっとただしていかなきゃいけない、検証しなきゃいけない問題が別途あります。が、現代の社会通念に即して不要だということがありました。が、では見直しというのは、どういう方向で見直しているんでしょうか。例えば、公の催事での飲酒後の通勤ということについては削除するとか、そういう方向での見直しかどうか、その点はどいう方向かということで答弁願ひます。

梅本政府参考人 現在、米軍は、軍人等による飲酒運転については刑事罰及び行政処分を含め厳格な取り締まりを行ってきているということでございすので、そういうことを反映して、きちんとした内容のものにしたいというふうに考えております。

笠井委員 もう一点、六月十二日に、温室効果ガス削減の政府の中期目標の決定に当たって総理は産業界の代表に産業部門の具体的削減量を示して了解を得たのかという私の質問に、その答弁では明確な答えがございせんでしたが、この件も河野委員長が内閣官房に対して、確認の上、理事会に返事をするように求めました。確認の結果どうだったのか、当委員会にも報告を願ひたいと思ひます。

難形政府参考人 地球温暖化対策の中期目標の決断に当たりましては、総理は、産業界の代表と会談いたしました協力要請を行ったところでございます。

この会議について確認いたしましたところ、具体的なやりとりについては明らかにできないとのことではございますが、この会議においては産業部門の具体的削減量を示していない、こういうふうにお聞きしているところでございます。

笠井委員 予想どおり、具体的削減量を示していないと、これでどうして産業界に削減の努力を促すことができるか。

私は、やはり先進国の責任にふさわしい野心的な中期目標、一九九〇年比で三〇％減を掲げて、特に大量排出元の産業界には大胆な削減目標、それに見合った抜本的な対策をたすべきだということを改めて申し上げておきたいと思います。

次に、中曾根大臣に伺いますが、御承知のように、沖縄県議会は、去る六月十六日に議会百周年ということで、これを迎えるに当たって議会百年に関する決議というのを全会一致で採択いたしました。

太平洋戦争で激しい地上戦の場とされた沖縄は、二十万余のとうい命が犠牲となって、その後、二十七年の長きにわたって米軍占領下に置かれ、耐えがたい苦しみを経験してきた。一九七二年に沖縄の施政権が返還されたとき、県民は、基地のない、平和で豊かな沖縄の実現という崇高な目標を掲げました。しかし、今日の沖縄の状況はどうか、現状はどうかと見ますと、依然として全国の米軍専用施設の七四％が存在し、基地の負担軽減の名による米軍再編によって新たな負担を強いられようとしております。

今回の決議でも、沖縄は、「今なお米軍基地に起因する様々な問題が派生している。」と告発しております。沖縄は、来る六月二十三日に戦後六十四年目の慰霊の日を迎えます。私も、参議院の沖特委員長のとときに実際この日にも参加をしたことがございましたが、まさに本当に大事な日だということですが、そういうことを前にした今回の決議というのは、再び戦争の惨禍を繰り返さない、恒久平和の実現へと、沖縄県民の新たな決意を示したものだと考えますけれども、この決議に対する大臣の率直な受けとめを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

中曾根国務大臣 沖縄の県議회가、議会百年に関する決議、これを採択したことは私も承知しております。今委員がお話されたとおりでございますが、二十三日に戦没者慰霊祭が開催されるということで、麻生総理もこれに御出席される、そういうふうに向っております。

さきの大戦におきまして、沖縄は国内最大の地上戦を経験いたしまして、そして一般の住民を含めて約二十万人が亡くなれるなど多くの方が犠牲となり、まさに筆舌に尽くしがたい苦難を経験されたわけでありまして。

私は、一月三十一日から二月一日にかけて沖縄を訪問いたし、その際に、厚文仁の戦没者墓苑、また平和の礎を訪問いたしまして、沖縄の歴史や平和への思いを新たにいたしましたところでございますが、現在、北朝鮮の御案内のような核実験またミサイル実験に見られるように、我が国を取り巻く安全保障環境は非常に厳しいものがございます。このようの中で、在沖縄米軍が抑止力の維持に極めて重要な役割を果たしてあるわけでございます。

また同時に、在日米軍専用施設・区域が沖縄に集中している、そういうことによりまして、沖縄の方々には長年多大な御負担をおかけしているということも十分認識しております。こういう認識のもと、今般の米軍再編を着実に進めるということで、抑止力を維持しながら、沖縄県民の方々のそういう負担の軽減に努めてまいりたいと思っております。

外務省といたしましては、沖縄での国際会議の開催など、外務省も積極的に開催に向けて内閣と話をしたりして、このたびはITですか、APECの際には関係者会合が沖縄で開催されるということも決まりましたわけですが、沖縄の振興に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

笠井委員 今お話があったわけですが、私は、沖縄の心をしっかり受けとめるなら、政府がやるべきは、負担軽減と二律背反する新基地建設など米軍再編強化ではないということをお願いいたします。

そこで、米軍再編に関連して、二〇〇六年五月のロードマップでは、航空自衛隊の航空総隊司令部及び関連部隊は、二〇一〇年度に横田飛行場に移転するとして、関連施設及びインフラの整備を進めることになっております。

そこで、防衛省に質問しますが、その経費は、今年予算分も含めて、これまで契約ベースで合計幾らになっているか、そのうち、司令部庁舎分は幾らでしょうか。

橋田政府参考人 お答え申し上げます。

米軍再編に伴います航空総隊司令部等の横田飛行場への移転に係る施設整備費といたしましては、平成十九年度及び平成二十年度、両年度における契約額は約二百三十九億円であり、平成二十一年度予算には約百八十八億円を計上しており、これまでの施設建設に係る総額は約四百二十七億円となっております。

そのうち、航空総隊司令部庁舎の施設建設に係る経費としましては、平成十九年度及び平成二十年度、両年度における契約額は約百八十七億円であり、また平成二十一年度予算には約八十億円を計上しております、これまでの総額は約二百六十七億円となっております。

笠井委員 ロードマップにある横田ラプコンの返還問題について、この間も、私、当委員会でも質問してきましたが、沖縄の嘉手納基地ラプコンの返還の進捗状況を踏まえて、その検討を二〇〇九年度中、つまり今年度中に完了することになっております。

現在、横田ラプコンでは日本側の管制官が併置されて、移管のための検討作業が行われておりますけれども、それはどこまで進展しているのか、そして、今年度中にその検討作業は完了するかどうか、お答え願いたいと思います。

松本政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、再編実施のための日米ロードマップに基づきまして、二〇〇九年度の完了を目標として、現在、関係省庁ともに米側と協議をしている状況でございます。この検討の場として、先生も御存じかと思っておりますけれども、日米合同委員会のもとに民間航空分科委員会、こういったものを設けて、その中に、またさらに横田空域に関する特別作業部会というものも設置しているところでございます。

横田空域については、二〇〇六年五月のロードマップ合意後、十月には、空域の一部削減あるいはラプコンへの自衛隊管制官の併置に合意いたしまして、その後、横田空域の一部削減の実施なり、あるいは自衛隊管制官の併置を開始したところでございます。私どもとすれば、こういった実績をもとに、今後とも努力していきたいというふうに思います。そういう意味で、防衛省としても関係省庁に協力しつつ、二〇〇九年度中に完了すべく引き続き努力してまいりたいと考えているところでございます。

笠井委員 この横田ラプコンでは、米軍の横田、厚木基地、自衛隊の入間、立川基地の航空路の管制を実施しておりますけれども、この横田ラプコンの存在によって、立川基地、駐屯地で見ますと、高度二千フィート以上の航空機の通航はできない、そのために、立川基地に離着陸する航空機、ヘリコプターは限定された運航を確保されております。

私も直接地元の方々から聞きましたけれども、周辺住民からは、編隊で飛んでくると長時間騒音が続く、真下にいる人間としては耐えられない音だ、爆音が響いて家から飛び出してしまふ、窓ガラスがびりびり音を立てて、畳も響きで揺れる、腹が立って血圧が上がるなどの苦情が数多く寄せられております。

北関東防衛局が、二〇〇八年、平成二十年四月に、四日間にわたって、朝八時四十五分から十五時二十分の間、武蔵村山市内で実施した騒音調査結果を見ても、九十デシベル以上が二十三回、八十デシベル以上が九十回も発生している。また、時には、規定の一千フィート以下で飛行したり、パイロットの顔が目で見え確認できるくらいの低空で飛行しているなどの実態が住民から寄せられております。

防衛省はこうした深刻な実態について承知しているでしょうか、いかがですか。

井上政府参考人 お答え申し上げます。

今委員お尋ねの陸上自衛隊の立川駐屯地、立川飛行場でございますけれども、この施設につきましては、自衛隊機が離着陸しておりますほか、警視庁、東京消防庁等の航空機も離着陸しているというものでございます。立川駐屯地に対しまして騒音の苦情が寄せられております。ただ、具体的な航空機の所属は明らかでございせんけれども、平成二十年度で計百六十五件の騒音苦情が寄せられているところでございます。

防衛省といたしましては、これまでも、周辺住民の方々の生活に与える影響が最小限になるよう飛行時間等について配慮してきたところでございますけれども、今後とも、本省所属の航空機につきまして運用上可能な範囲で最大限の努力を行ってまいりたいと考えているところでございます。

笠井委員 今お答えがあったんですが、一九七九年、昭和五十四年の十一月に、陸上自衛隊の航空路の使用基地として立川飛行場が設置されたことに伴って、一九八〇年の十月、当時の防衛施設庁東京防衛施設局と立川市との間で「協定書」が取り交わされて、一九八二年の二月に、東京防衛施設局は立川市に対して、「新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議について」ということも、これは文書を出しております。

これらの協定書及び事前協議の中で、要点が結構ですが、どんな確認がされていますか。

井上政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のように、まず昭和五十五年十月に、当時の防衛庁と立川市におきましては、東京防衛施設局長と立川市長の間で協定書を締結しています。その内容でございますけれども、幾つかございますが、立川市の行う周辺整備事業について予算の範囲内で助成に努める、航空機の運用で生じる騒音等につきましては、周辺地域の生活環境に与える影響が最小限になるよう配慮するなどが規定されているところでございます。

また、五十七年の二月に、立川飛行場の運用開始に当たりまして事前協議文書を締結しているところでございます。その内容でございますけれども、ポイントのみお答えさせていただきますけれども、飛行時間帯につきましては、通常の場合は午前八時から午後八時までといたしまして、特別の場合を除き、早朝、昼休み、休憩時間、夜間の飛行は極力避ける、離着陸回数につきましては、通常の場合においては一日平均おおむね五十回とするなどが規定されているところでございます。

笠井委員 実際そういうことがありながら、地元からは、防衛省としてちゃんと騒音測定器を設置してほしい、規定の高度や飛行経路を遵守してほしい、それから、日曜、祭日、夜間飛行などを行わないということで協定書及び事前協議の事項を遵守してほしいという要望が出ております。関係自治体からも、毎年のように、基地司令にあっての要請文が送られて、口頭でもそういう要請がされている。しかも、飛行場管制を実施している陸自の飛行時間帯は朝八時から夜十時でありますけれども、これ以外の時間帯の飛行というのは実態的には無限定となっているのが現実だというのが地元の問題です。協定書あるいは事前協議の確認内容が実際には守られていないんじゃないか。

先ほど、立川飛行場というのは、陸自以外にも警察なり消防も使っているということも言われましたけれども、どこの機関や部隊の航空機やヘリであっても、周辺住民にとってみれば、立川飛行場から出ているあるいは入ってくるということで、同じ騒音環境被害に変わりはないわけでありまして、長年にわたる問題で、毎年六月に環境対策会議をやっているけれども、実際にそれが解消されていないということでありまして、この立川飛行場の環境問題をめぐって、やはりこうした要望に対してきちっと対応する必要があるんじゃないか。

つまり、陸上自衛隊だけじゃなくて、利用するすべての機関、部隊にきっちりという形でこの協定書や事前協議の規定を準用、適用すると、決めてきたことを遵守する、厳守する、あるいは、周辺地域の生活環境に与える影響が最小限になるように、さまざまな措置をとる、騒音測定器をちゃんと設置とか、あるいは住民説明会を開いて、きっちり声も聞いて説明もするというところで、万全の対策をとるべきじゃないかと思うんですが、どういう対策をとっているんですか、この点について教えてください。

井上政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、防衛省と立川市の間におきましては、協定書そして事前協議文書の締結をいたしているところでございます。それを踏まえまして、防衛省といたしましては、まずは、陸上自衛隊の内規におきまして、立川飛行場における自衛隊の運航訓練の時間帯等につきまして制限を設けておりまして、それを踏まえての対応としているところでございます。

ただ、現実、緊急事態の場合、災害発生等の場合につきましては、当然、おのずから決められた時間帯以外の運航というのがあるというふうには御理解を賜りたいというふうには考えております。

また、離着陸の回数とか飛行経路につきましても、事前協議文書の規定に従いまして運航を行っているわけでございますけれども、もとより、この飛行経路につきましては、その時々々の気象状況等によりまして幅があるというものでございまして、また、緊急時の対応等につきましては、当然、おのずから異なる運用が有り得るということについては御理解を賜りたいというふうには思っております。

ただ、いずれにいたしましては、私どもといたしましては、協定書、事前協議文書を踏まえての対応とさせていただきますけれども、今委員お尋ねのように、警視庁、そして東京消防庁についても同様の対応を求めるべきではないかということもございますけれども、私どもといたしましては、そういうような他の機関におきましては同じ規制の中で対応すべきだというふうには考えております。

いずれ、関係機関につきましても、そして地方公共団体ともども環境対策会議を行って、それぞれの騒音の状況の情報共有、そしてそれぞれの機関の対応、市町村の要望等についての意見交換をこれまでも行わせていただいているところでございます。

笠井委員 引き続き、誠実にその問題をやっていくということについては、やるということを一言ちょっと言ってください。

井上政府参考人 地域住民の方々の環境を十分踏まえて運航させていただきますとと考えております。

笠井委員 終わります。

河野委員長 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件の両件を議題といたします。

政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣中曽根弘文君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

中曽根閣務大臣 たいだいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成十九年十一月に、ブルネイとの間でこの協定の交渉を開始いたしました。鋭意交渉を行いました結果、平成二十一年一月二十日に東京において、私とボルネオ外務貿易大臣との間でこの協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、日・ブルネイ両国における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止について定めるとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を規定しております。

この協定の締結により、我が国とブルネイとの間での課税権の調整が図られることになり、両国間の経済的交流、人的交流等が一層促進されることが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成十九年十二月に、カザフスタンとの間でこの条約の交渉を開始いたしました。鋭意交渉を行いました結果、平成二十年十二月十九日に東京において、私とカマルディノフ駐日大使との間でこの条約の署名が行われた次第であります。

この条約は、日・カザフスタン両国における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止について定めるとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を規定しております。

この条約の締結により、我が国とカザフスタンとの間での課税権の調整が図られることになり、両国間の経済的交流、人的交流等が一層促進されることが期待されます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

河野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

[このページのトップに戻る](#)